



特許証
(CERTIFICATE OF PATENT)

特許第5477743号
(PATENT NUMBER)

発明の名称
(TITLE OF THE INVENTION)

通信装置及び通信方法

特許権者
(PATENTEE)

東京都調布市調布ヶ丘一丁目5番地1
国立大学法人電気通信大学

発明者
(INVENTOR)

田中 久陽
篠原 健太

出願番号
(APPLICATION NUMBER)

特願2010-105851

出願日
(FILING DATE)

平成22年 4月30日(April 30, 2010)

登録日
(REGISTRATION DATE)

平成26年 2月21日(February 21, 2014)

この発明は、特許するものと確定し、特許原簿に登録されたことを証する。
(THIS IS TO CERTIFY THAT THE PATENT IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

平成26年 2月21日(February 21, 2014)

特許庁長官
(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

羽藤秀雄



特許証送付先

住所
〒151-0073
東京都渋谷区笹塚二丁目1番6号笹塚センタービル
氏名
特許業務法人信友国際特許事務所
様

特許料の納付について

- ・特許権を維持するには、存続期間の満了（特許出願の日から20年）までの各年について所定の特許料の納付が必要です。
- ・第4年以降の各年分の特許料は、登録日（出願公告を経て特許になった場合は、公告日）の翌日を起算日として、納付済年分の満了日（以下「納付期限日」という）までに、次の年分の納付が必要です。
- ・納付期限日までに納付できなかつたときは、その期間の経過後6ヶ月以内であれば特許料を追納することができず。
- ・追納する場合は、納付すべき特許料のほか、その特許料と同額の割増特許料が必要です。
- ・追納できる期間内に納付しないときは、その特許権は、納付期限日にさかのぼって消滅したものとみなされます。
- ・特許料納付書の様式及び特許料の額については、以下を参照してください。

特許庁ホームページ
<http://www.jpo.go.jp/index.j.htm>

特許料納付期限日

納付年分	納付期限日
第4年分	平成29年 2月21日
第5年分	平成30年 2月21日
第6年分	平成31年 2月21日
第7年分	平成32年 2月21日
第8年分	平成33年 2月21日
第9年分	平成34年 2月21日
第10年分	平成35年 2月21日
第11年分	平成36年 2月21日
第12年分	平成37年 2月21日
第13年分	平成38年 2月21日
第14年分	平成39年 2月21日
第15年分	平成40年 2月21日
第16年分	平成41年 2月21日
第17年分	平成42年 2月21日

(注) 納付期限日が行政機関の休日にあたるときは、その日の翌日がある期間の末日となります。

特許権設定登録通知書

特許番号 第5477743号
登録日 平成26年 2月21日
出願番号 特願2010-105851
出願日 平成22年 4月30日
請求項の数 6
納付年分 第3年分まで
受領金額 5,250円
受領日 平成26年 1月31日

特許料軽減申請により、特許料を軽減しました。